

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成27年7月2日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

青田和憲，飯田伸二，清田 透，佐藤敬子，澁谷有郎，田中利武，西 貴之，
秦野恵子，村上正敏，世森亮次（五十音順，敬称略）

【テーマ】少年事件における被害者配慮の制度について

(1) 少年事件における被害者配慮の制度について説明

(2) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），
●：裁判所）

◇ 対象となる犯罪はどのようなものか。

● 対象となる犯罪は，傍聴制度とそれ以外の配慮制度とで異なっている。傍聴制度は，少年の故意の犯罪行為や交通事件などによって，被害を受けた方が亡くなった場合や，生命に重大な危険を生じさせる傷害を負ったという重大な事件が対象となる。それ以外の制度である事件記録の閲覧，審判結果の通知，審判状況の説明，意見陳述は，犯罪行為によって被害を受けた方全般が対象となるので，特に犯罪類型が決まっているわけではない。もっとも，被害者であることが前提となるので，スピード違反など，被害者を想定することのできない犯罪は対象外となる。

◇ 少年犯罪が減少していると聞いて驚いている。ニュースで凶悪な少年犯罪を耳にする機会が多いので，てっきり増加傾向にあると思っていた。教育現場の立場としては，毎日，加害者にも被害者にもなってほしくないと思いながら仕事をしている。

- 交通事故も減少している。これは運転免許取得者自体が減っているという社会背景が影響していると思われる。覚せい剤やシンナーなど、薬物関係の事件も減少しており、違法ドラッグは、大分管内では送致された例がない。万引きその他の窃盗事件も減少している。傷害、暴行、恐喝事件は、全国的には減少傾向にあるが、大分管内ではあまり減少していない。
- ◇ 被害者は、審判がいつ、どこの家裁で行われるかという情報をどうやって知ればいいのか。
- 事件送致の予定は検察庁で教えてもらうことができる。家裁に送致された後は、家裁に尋ねていただければお答えする。また、事件類型又は事件内容によっては、家裁調査官が被害者に対する調査を行うことがあり、その際には配慮制度の紹介を行っている。
- ◆ 検察庁から被害者に対して処分結果通知を行っている。これは、事情聴取の際に被害者が希望した場合、書面又は電話で「〇月〇日に〇〇家裁に送致した」といった内容を通知するものである。交通死亡事故である自動車過失致死事件の場合は、事情聴取を行わなかった場合でも、被害者遺族に対し、通知の希望を確認している。
- ◇ 最近、ニュース等を見ていると、被害者は氏名や顔写真が出ることが多いが、加害者は「元少年A」といった呼称が使われることが多いため、加害者だけが守られている印象が強い。
- 制度利用のための申出書は家裁に備え付けてあり、その書式も簡単なものである。決して難しい手続ではなく、家裁の窓口で印鑑と身分証明書を持参していただければ、担当者が分かりやすく説明する。
- 被害者配慮制度の利用が拡大してきており、事件記録の閲覧を申請される方が多くなってきている。その場合、少年の出生の秘密など、重大なプライバシーに関する部分等は閲覧できないが、それ以外の部分は、法改正に伴い、閲覧が認められることが多くなってきている。

- ◆ 少年の付添人の立場から言えば、少年を更生させ、再スタートさせる機会を与えるために、いろいろと模索をしている。
- ◇ 少年事件は減少傾向にあるとの説明を受けたが、加害者と被害者の年齢構成や特徴はどうか。
- 大分に転勤する前、東京で勤務していたが、そのときは、オレオレ詐欺、振り込め詐欺の事件が増加しており、被害者は高齢者が多かった。高齢者が被害者となるひたたくり事件も散見された。大分においては、かつて中学校が荒れていた時期もあったが、今は中学生非行はそれほど目立ってはいない。暴走行為やバイク窃盗の手口が先輩から後輩へ引き継がれなくなったように思われる。大分でも振り込め詐欺事件はあるが、都市部の少年が大分の高齢者に対して行ったもので、大分の少年が振り込め詐欺事件に関わった事例は見られない。
- ◇ 死に至るような凶悪な少年犯罪事件において、被害者遺族が傍聴する際の配慮はどのように行っているか。
- 被害者遺族に対する調査を行う際、その心情を丁寧に聴取し、審判傍聴の希望の有無を確認している。そして、審判傍聴を希望された場合は、裁判官、書記官及び家裁調査官が連携して対応している。加害少年とその保護者、被害者遺族の動線を予測し、双方が審判廷以外で会わないように配慮したり、審判の中で発せられた少年の言葉によって被害者遺族が傷つくなどして具合が悪くなった時に備え、裁判所医務室の医師や看護師に事前に連絡をして、待機させている。また、社会の耳目を集める事件が多いため、マスコミが裁判所に取材に来る可能性があるが、その際、被害者遺族がマスコミと接触したくない意向であれば、その動線にも配慮している。被害者遺族が遺影の持ち込みを希望されているとの情報が入った場合は、その対応についても検討している。
- ◇ 被害者に対し細かな配慮をしている印象を受けたが、被害者配慮制度運用

における課題はあるか。

- 被害者が被害者配慮制度に関する情報に適時にアクセスできるよう，実際の運用を丁寧と考えていく必要がある。審判状況の説明や意見陳述の方法については，被害者のニーズ等を検討した上で工夫していく必要があると考えている。
- ◆ 故意に死亡させた犯罪の場合は，少年審判ではなく裁判員裁判になることもあるが，その場合も，被害者参加制度がある。検察庁としては，今ある制度の運用を万全なものにしていきたいと考えている。
- ◆ 少年事件に限ったことではないが，加害者に対する更生プログラムの取組が進みつつある。
- ◇ 少年事件は，少年の顔が見えないことが被害者にとって不安であり，まどろっこしい部分でもある。今の制度の下で可能な限り，丁寧な説明を行ってほしい。
- ◇ 被害者に何も非がない時，被害者や遺族は「私は何も悪くないのに」と感じていると思う。被害者や遺族に心理的負担が極力かからないようにしてほしい。
- ◇ 被害者の審判傍聴に際しては，最大限の配慮がされていることが分かったが，未だ加害少年側の保護に重点が置かれているようにも感じた。
- 少年審判の目的は少年の更生であるが，少年の更生と被害者への配慮とは必ずしも相対立するものではない。少年に「被害」のことを自分自身で考えさせることの意義は大きく，審判においてはその点に最も時間をかけている。その次に，自分の将来のことを考えてもらうということになる。ただし，被害者の中には，現在の自分たちのことを少年に知られたくない，放っておいてほしいという方もいるので，そういった場合は，被害者の状況等を少年に伝えないこともある。

4 次回期日等について

(1) 日時

平成28年1月27日(水) 午後3時から

(2) テーマ

家事事件手続法施行後の家事調停事件の現状について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室